

小規模事業者持続化補助金



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算

小規模事業者持続化 補助金



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL: 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL: 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL: 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL: 06-6966-6023

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します

小規模事業者持続化補助金

の申請枠（第11回）

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3
賃上げ引上枠	200万円	2/3 (赤字事業者は3/4)
卒業枠	200万円	2/3
後継者支援枠	200万円	2/3
創業枠	200万円	2/3
インボイス枠	100万円	2/3

持続化補助金 の概要（通常枠ベース）

- 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、その経費の一部を補助する
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組むこと

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※) 常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

2. 補助率

2 / 3

3. 補助上限額

50万円

4. 補助対象経費

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

持続化補助金 活用のための 3つの条件

- 小規模事業者持続化補助金を活用するためには、次の3つの条件をクリアする必要があります。（※）あくまで代表的なものを取り上げていますので、その他の要件は公募要領をご確認ください。

1. 補助金を申請する時点で、すでに創業していること

【法人】：法人設立登記をしていること

【個人】：税務署に「開業届」を提出していること

2. 小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※）常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

3. 商工会・商工会議所の支援を受けること

補助金を申請するには、商工会や商工会議所の相談員に事前相談し、所定の書式（様式4）を発行してもらう必要があります。

補助対象 経費

対象経費は販路開拓（業務効率化）の取組みに要する費用に限定

①機械装置等費	機械装置等の購入費用
②広報費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費用等
③ウェブサイト関連費（※1）	ウェブサイトやECサイト等の構築・更新等の経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料
⑤旅費	バス・電車賃、航空券代等
⑥開発費	新商品の試作開発費等
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等の購入費
⑧雑役務費	補助事業のために雇用した派遣社員・アルバイト料等
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料、会場借料費等
⑩設備処分費（※2）	既存事業の設備機器等の解体・処分費等
⑪委託・外注費	第三者に委託・外注するための経費

（※1）ウェブサイト関連費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の1 / 4を上限とします。

（※2）設備処分費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の1 / 2を上限とします。

持続化補助金活用事例の紹介

事例 1. 温泉ホテル

所在地：千葉県 設立年：1955年
従業員：20名 業種：宿泊業

1. 事業内容

昭和30年に創業した、15室を有する温泉旅館。24時間かけ流しにしている天然温泉が特徴。今後は、食堂スペースを改装し、Wifi環境、プロジェクター、スクリーン等のシアター設備を整えるシアタースペースを新設することで、宿泊客・顧客満足度の向上を図る。

2. 事業効果

セミナーや講習会を**新設したシアタースペース**で開催しており、市内外の市民を呼び込むことができ、当ホテルの周知PRだけでなく、新規顧客を大幅に開拓することが出来た。また、地域住民の憩いの場としても活用しており、地域に根差した経営に繋がる。

3. 事業者の声

経営計画を策定することで、事業の課題や目標、コンセプトが明確になった。商工会議所からPDCAサイクルに関するアドバイスをいただいたことも成功の要因になった。

事例 2. 弁当販売

所在地：静岡県 設立年：1927年
従業員：7名 業種：飲食サービス業

1. 事業内容

名物駅弁を販売。同社の駅弁は、グルメサイト「食べログ」の静岡県弁当ランキングで1位を獲得するなど、高い知名度を誇る。新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が大幅に落ち込んだため、コロナ禍を念頭に、「ステイホーム」をキーワードとして、EC用の新商品の開発を行う。

2. 事業効果

名物駅弁専用の**EC販売サイト**を構築。名物駅弁が家庭で楽しめる「おうち駅弁」というニュース性と、積極的な**プレスリリースの活用**により、発売当初から売上は伸び、新型コロナウイルスによる売上減を補うことができた。

3. 事業者の声

同社では、補助金申請とともに商工会の支援を受けながら、事業に取り組んだ。今後も、専門家支援を受けながら、EC販売を積極的に展開するつもりである。

成長・分配強化 枠

- 賃金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額200万円、補助率2/3

類型		概要	
成長・分配強化枠	<u>賃金引上げ枠</u>	○申請要件	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3 (赤字事業者は3/4に引上げ)
	<u>卒業枠</u>	○申請要件	常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3

※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに優先採択のための加点を実施。

新陳代謝 枠

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業後間もない小規模事業者を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額200万円、補助率2/3

類型		概要
新陳代謝枠	<u>後継者支援枠</u>	<p>○申請要件 将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアツギ甲子園のファイナリストになり、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>
	<u>創業枠</u>	<p>○申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業し、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

インボイス 枠

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- **補助上限額100万円、補助率2/3**

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	<p>○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 100万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

(※)電子申請の場合は、23:59まで受付。郵送の場合は、当日消印有効

1. 公募要領の公開

2022年 3月22日 (火)

3. 申請受付締切

- ~~第8回：2022年 6月 3日 終了~~
- ~~第9回：2022年 9月20日 終了~~
- ~~第10回：2022年12月 9日 終了~~
- 第11回：2023年 2月 20日

2. 申請受付開始

2022年 3月29日 (火)

4. 事業支援計画書（様式4） 発行の受付締切

- ~~第8回：2022年 5月27日 終了~~
- ~~第9回：2022年 9月12日 終了~~
- ~~第10回：2022年12月 2日 終了~~
- 第11回：2023年 2月13日

※) 事業支援計画書（様式4）の発行には、時間を要する場合がありますので、余裕をもったお手続きをお願いいたします。

相談先

&

計画書のブラッシュアップ先

計画書の内容についてご相談される際は、最寄りの**商工会・商工会議所**へご相談ください。

(※)申請は、電子申請または郵送によりご提出ください(持参は受付不可)

商工会議所地区の方



(問 合 せ・申 請 先) 小規模事業者持続化補助金事務局

(公 式 H P) <https://r3.jizokukahojokin.info/>

(電 話 番 号) 03-6632-1502

商工会地区の方



(問 合 せ・申 請 先) 都道府県商工会連合会 地方事務局

(公 式 H P) https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

(電 話 番 号) 公募要領の巻末一覧をご覧ください

小規模事業者持続化 補助金



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算

令和4年度第2次補正予算 の拡充点

- 令和4年度第2次補正予算において 一律に50万円を上乗せするインボイス特例を実施します（補助上限額：最大250万円）

※第11回（2月20日受付）までは、現行の「インボイス枠」を継続

※令和4年度第2次補正予算より、「インボイス枠」は終了

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者を対象に、全ての枠で **一律50万円**補助上限額を上乗せします。

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				-
補助率	2 / 3	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合 3 / 4)				

インボイス特例

※赤字記載箇所は、令和4年度2次補正予算による拡充箇所です

※令和元年度・3年度補正予算において「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外となります